県章

三重県公報

令和7年3月14日　（金）
第　599　号
毎週火・金曜日発行

目　　次

（番号）	（題　名）	（担当）	（頁）
	規　　則		
8	三重県食品衛生規則の一部を改正する規則	（食品安全課）	2
9	三重県流域下水道事業会計規則の一部を改正する規則	（下水道経営課）	2
10	物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則の一部を改正する規則	（出納局）	2
	人事委細則		
	三重県人事委員会細則11-1-1（公平審理の手続等に関する細則）の一部を改正する細則	（人事委員会）	3
	企業庁管理規程		
3	三重県企業庁の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程の一部を改正する管理規程	（企業庁）	3
4	三重県企業庁会計規程の一部を改正する管理規程	（同）	4
	病院事業庁管理規程		
2	三重県病院事業庁の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程の一部を改正する管理規程	（病院事業庁）	4
	告　　示		
151	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による育成医療又は更生医療に係る指定自立支援医療機関の指定	（障がい福祉課）	4
152	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による育成医療又は更生医療に係る指定自立支援医療機関からの変更の届出	（同）	5
	公　　告		
	土地改良区役員の退任及び就任の届出	（農地調整課）	5
	換地処分を行った旨	（同）	7
	同件	（同）	7
	基本測量を実施する旨の通知	（公共用地課）	7
	基本測量が終了した旨の通知	（同）	7
	開発行為に関する工事の完了	（建築開発課）	8
	人事委公告		
	令和7年度三重県警察官Ａ採用候補者試験（1回目）の実施	（人事委員会）	8

規　　則

三重県食品衛生規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和七年三月十四日

三重県知事　一見勝之

三重県規則第八号

三重県食品衛生規則の一部を改正する規則

三重県食品衛生規則（令和三年三重県規則第十三号）の一部を次のように改正する。

第四号様式、第六号様式及び第七号様式中「食管・食監・調・製・栄・酪畜・と畜・食鳥」を「食管・食監・調・製・栄・管栄・酪畜・と畜・食鳥」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この規則は、令和七年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この規則の施行の際現に改正前の三重県食品衛生規則（次項において「旧規則」という。）の規定に基づいて提出されている申請書等は、改正後の三重県食品衛生規則の規定に基づいて提出された申請書等とみなす。

3　この規則の施行の際、旧規則の規定に基づき作成された用紙で、現に存するものは、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

三重県流域下水道事業会計規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和七年三月十四日

三重県知事　一見勝之

三重県規則第九号

三重県流域下水道事業会計規則の一部を改正する規則

三重県流域下水道事業会計規則（令和二年三重県規則第二十六号）の一部を次のように改正する。

第二十一号様式（その一）及び第二十一号様式（その二）中「第21条の14第1項」を「第21条の13第1項」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和七年三月十四日

三重県知事　一見勝之

三重県規則第十号

物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則の一部を改正する規則

物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成七年三重県規則第八十四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
（一般競争入札の公告） 第五条　特例政令第六条の規定による一般競争入札の公告は、一般競争入札の入札期日の前日から起算して少なくとも四十日前までに、次に掲げる事項を三重県公報により<u>しなければならない</u>。ただし、急を要する場合においては、その期間を十日までに短縮することができるものとする。	（一般競争入札の公告） 第五条　特例政令第六条の規定による一般競争入札の公告は、一般競争入札の入札期日の前日から起算して少なくとも四十日前<u>（一連の調達契約のうち最初の契約以外の契約に係る一般競争入札については、最初の契約に係る公告において最初の契約以外の契約に係る公告を少なくとも二十四日前に行う旨規定した場合に限り二十四日前）</u>までに、次に掲げる事項を三重県

改正後	改正前
	公報によりしなければならない。ただし、急を要する場合においては、その期間を十日までに短縮することができるものとする。
一～十二　（略）	一～十二　（略）

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

人事委細則

三重県人事委員会は、三重県人事委員会細則一一一一一一（公平審理の手続等に関する細則）の一部を改正する細則をここに公布します。

令和七年三月十四日

三重県人事委員会委員長　中　村　佳　子

三重県人事委員会細則一一一一一一（公平審理の手続等に関する細則）の一部を改正する細則

三重県人事委員会細則一一一一一一（公平審理の手続等に関する細則）の一部を次のように改正する。

第二十三号様式、第二十六号様式及び第二十八号様式中「懲戒」を「拘禁刑」に改める。

附　則

この細則は、令和七年六月一日から施行する。

企業庁管理規程

三重県企業庁の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程の一部を改正する管理規程をここに公布します。

令和七年三月十四日

三重県企業庁長　河　北　智　之

三重県企業庁管理規程第三号

三重県企業庁の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程の一部を改正する管理規程

三重県企業庁の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成七年三重県企業庁管理規程第九号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
（一般競争入札の公告） 第五条　特例政令第六条の規定による一般競争入札の公告は、一般競争入札の入札期日の前日から起算して少なくとも四十日前までに、次に掲げる事項を三重県公報によりしなければならない。ただし、急を要する場合においては、その期間を十日までに短縮することができるものとする。	（一般競争入札の公告） 第五条　特例政令第六条の規定による一般競争入札の公告は、一般競争入札の入札期日の前日から起算して少なくとも四十日前（一連の調達契約のうち最初の契約以外の契約に係る一般競争入札については、最初の契約に係る公告において最初の契約以外の契約に係る公告を少なくとも二十四日前に行う旨規定した場合に限り二十四日前）までに、次に掲げる事項を三重県公報によりしなければならない。ただし、急を要する場合においては、その期間を十日までに短縮することができるものとする。
一～十二　（略）	一～十二　（略）

附　則

この管理規程は、公布の日から施行する。

三重県企業庁会計規程の一部を改正する管理規程をここに公布します。

令和七年三月十四日

三重県企業庁長　河　北　智　之

三重県企業庁管理規程第四号

三重県企業庁会計規程の一部を改正する管理規程

三重県企業庁会計規程（平成十九年三重県企業庁管理規程第四号）の一部を次のように改正する。

第二十八号様式及び第二十九号様式中「第21条の14第1項」を「第21条の13第1項」に改める。

附　則

この管理規程は、公布の日から施行する。

病院事業庁管理規程

三重県病院事業庁の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程の一部を改正する管理規程をここに公布します。

令和七年三月十四日

三重県病院事業庁長　河　合　良　之

三重県病院事業庁管理規程第二号

三重県病院事業庁の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程の一部を改正する管理規程

三重県病院事業庁の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成十一年三重県病院事業庁管理規程第十五号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
（一般競争入札の公告） 第五条　特例政令第六条の規定による一般競争入札の公告は、一般競争入札の入札期日の前日から起算して少なくとも四十日前までに、次に掲げる事項を三重県公報によりしなければならない。ただし、急を要する場合においては、その期間を十日までに短縮することができるものとする。 一～十二　（略）	（一般競争入札の公告） 第五条　特例政令第六条の規定による一般競争入札の公告は、一般競争入札の入札期日の前日から起算して少なくとも四十日前（一連の調達契約のうち最初の契約以外の契約に係る一般競争入札については、最初の契約に係る公告において最初の契約以外の契約に係る公告を少なくとも二十四日前に行う旨規定した場合に限り二十四日前）までに、次に掲げる事項を三重県公報によりしなければならない。ただし、急を要する場合においては、その期間を十日までに短縮することができるものとする。 一～十二　（略）

附　則

この管理規程は、公布の日から施行する。

告　　示

三重県告示第151号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、次のとおり育成医療又は更生医療に係る指定自立支援医療機関を指定しました。

令和7年3月14日

三重県知事　一　見　勝　之

医療機関の種別	医療機関の名称	所在地	標ぼうしている診療科目	担当しようとする医療の種類	指定年月日
薬局	ハロー薬局　津北店	津市栗真中山町 249-6		薬局	令和 7 年 2 月 1 日
薬局	ハロー薬局　久居駅メディカルフロア店	津市久居新町 3006　ポルタひさい 2 階		薬局	令和 7 年 3 月 1 日
薬局	おみなえし調剤薬局	伊賀市上野農人町 533-1		薬局	令和 7 年 3 月 1 日
薬局	セイムス尾鷲古戸薬局	尾鷲市古戸町 954-1		薬局	令和 7 年 3 月 1 日
訪問看護	訪問看護ステーション　デューン津	津市大谷町 276-5　ネクストビル 4 階		訪問看護	令和 7 年 3 月 1 日
訪問看護	セントケア看護小規模豊後町	名張市豊後町 262 番地 1		訪問看護	令和 7 年 3 月 1 日

三重県告示第 152 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 64 条の規定により、次のとおり育成医療又は更生医療に係る指定自立支援医療機関から名称及び所在地の変更の届出がありました。

令和 7 年 3 月 14 日

三 重 県 知 事　一　見　勝　之

医療機関の種別	医療機関の名称	医療機関の名称及び所在地		標ぼうしている診療科目	担当しようとする医療の種類	変更年月日
		変更前	変更後			
病院・診療所	社会医療法人尚徳会ヨナハ丘の上病院	医療法人尚徳会ヨナハ丘の上病院	社会医療法人尚徳会ヨナハ丘の上病院	内科	腎臓	令和 6 年 11 月 1 日

公　　告

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 17 項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出がありました。

令和 7 年 3 月 14 日

三 重 県 知 事　一　見　勝　之

青蓮寺用水土地改良区（伊賀市古山界外 691-2）

退任理事

名張市蔵持町原出 657	橋　本　宜　久
〃　〃　芝出 707	坪　田　正　博
〃　夏見 2086-8	中　森　悦　男
〃　東田原 2128	坂　下　繁　喜
〃　西原町 2678	森　　崇
〃　上小波田 220	勝　島　政　信
〃　下小波田 1096	藤　森　　浩
〃　南古山 1731	松　岡　　均
〃　新田 364-1	稲　垣　高　年
〃　美旗中村 797	福　永　義　行
伊賀市安場 3001	岡　村　和　夫
〃　蔵縄手 183	松　田　輝　夫
〃　東谷 42	大　藪　謙　一
〃　鍛冶屋 688	杉　本　孝　一
〃　菖蒲池 19	川　崎　　武

伊賀市菖蒲池 1345-1	竹　沢　孝　一
〃　湯屋谷 204	杉　森　雄　一
〃　上之庄 1189	川　口　幸太郎
〃　山出 934	前　池　滝　男
〃　猪田 5752	田　口　克　己
〃　〃　1455	山　田　孝　志
〃　白樫 1286	猪　野　岩　一
〃　〃　796	藤　森　　諭
〃　治田 5218-1	冨　田　修　一
〃　予野 8966	中　居　常　量
〃　〃　8913	森　中　賢　治
〃　〃　1879	中　居　則　正
〃　〃　137	畑　中　修　次
〃　〃　2918	中　森　厚　志
〃　桂 95	松　村　　覚
〃　大滝 1480	中　西　正　和
〃　法花 418	今　井　健　夫
〃　大内 1933	門　口　　哲
〃　大野木 1377	今　岡　　寛
〃　大内 323 の 10	稲　澤　善　夫
〃　東谷 1335	森　内　典　隆
名張市葛尾 167	南　田　耕　一
伊賀市菖蒲池 14-4	空　森　栄　幸
〃　治田 4125	森　下　光　子
退任監事	
名張市蔵持町里 2076	森　岡　秀　之
伊賀市安場 613	増　田　秀　司
〃　上之庄 1766	鑢　﨑　正　宣
〃　西山 237	岡　本　美　鈴
就任理事	
名張市蔵持町原出 657	橋　本　宜　久
〃　〃　芝出 707	坪　田　正　博
〃　夏見 1686	竹　原　清　展
〃　東田原 2054	前　田　正　澄
〃　西原町 2678	森　　崇
〃　上小波田 943	岩　嵜　利　一
〃　下小波田 941	小　谷　久　浩
〃　南古山 941	前　田　小百合
〃　新田 364-1	稲　垣　高　年
〃　美旗中村 797	福　永　義　行
伊賀市安場 3001	岡　村　和　夫
〃　蔵縄手 332	松　山　正　次
〃　東谷 1378	中　原　　宏
〃　鍛冶屋 639	杉　永　諭　俊
〃　古山界外 414	森　川　　勉
〃　菖蒲池 1384	尾　﨑　　実
〃　湯屋谷 204	杉　森　雄　一
〃　上之庄 1765	稲　森　　守
〃　山出 934	前　池　滝　男
〃　猪田 5598	前　川　　清

伊賀市猪田 1455	山　田　孝　志
〃　白樫 1286	猪　野　岩　一
〃　〃　796	藤　森　　諭
〃　治田 5218-1	冨　田　修　一
〃　予野 8698	森　田　　勝
〃　〃　9120	上　島　啓　二
〃　〃　1902	衛　藤　純　二
〃　〃　154	冨　澤　泰　明
〃　〃　3613	西　田　正　幸
〃　桂 150	松　生　公　一
〃　大滝 1480	中　西　正　和
〃　法花 3751-2	福　森　和　美
〃　大内 2510	田　中　正　明
〃　大野木 1377	今　岡　　寛
〃　大内 256-2	辻　森　勝　範
〃　東谷 1335	森　内　典　隆
名張市緑が丘東 80 番地	山　下　隆　子
伊賀市菖蒲池 14-4	空　森　栄　幸
〃　治田 4125	森　下　光　子
就任監事	
名張市蔵持町里 2076	森　岡　秀　之
伊賀市安場 613	増　田　秀　司
〃　上之庄 2073	山　﨑　猛　夫
〃　西山 237	岡　本　美　鈴

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 89 条の 2 第 9 項の規定により、農村集落基盤再編・整備事業（集落基盤再編事業）（県営中山間地域総合整備事業）多気大台地区大台ほ場 2 号換地区の換地処分を行いました。

令和 7 年 3 月 14 日

三 重 県 知 事　一　見　勝　之

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 89 条の 2 第 9 項の規定により、農村集落基盤再編・整備事業（集落基盤再編事業）（県営中山間地域総合整備事業）多気大台地区大台ほ場 5 号換地区の換地処分を行いました。

令和 7 年 3 月 14 日

三 重 県 知 事　一　見　勝　之

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 14 条第 1 項の規定により、次の基本測量を実施する旨、国土地理院の長から通知がありました。

令和 7 年 3 月 14 日

三 重 県 知 事　一　見　勝　之

1　作業種類

基本測量（電子国土基本図（地図情報）修正）

2　作業期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

3　作業地域

三重県全域

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 14 条第 2 項の規定により、次の基本測量が令和 7 年 2 月 28 日に終了した旨、国土地理院の長から通知がありました。

令和 7 年 3 月 14 日

三 重 県 知 事　一　見　勝　之

1　作業種類

基本測量（地盤沈下関連水準測量及び河川事業に伴う水準測量）

2　作業地域

四日市市、桑名市及び三重郡朝日町

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の規定により許可しました開発行為に関する工事は、次のとおり完了しました。

令和 7 年 3 月 14 日

三 重 県 知 事　一　見　勝　之

工事完了年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	許可を受けた者の住所及び氏名
令和 7 年 2 月 28 日	亀山市能褒野町字能褒野 60-22 ほか 10 筆	大阪府大阪市北区西天満 3 丁目 13-7 株式会社扇商會 代表取締役　塚原　秀三郎

人 事 委 公 告

令和 7 年度三重県警察官Ａ採用候補者試験（1 回目）を次のとおり実施します。

令和 7 年 3 月 14 日

三重県人事委員会委員長　中　村　佳　子

1　試験区分及び採用予定数

試験区分		採用予定数		
警察官Ａ	男性	約 40 名		
	女性	約 12 名		
	語学	ポルトガル語		約 1 名
	武道	柔道	男性	約 1 名
			女性	約 2 名
		剣道	男性	約 2 名
			女性	約 1 名
	サイバー捜査	約 1 名		

2　職務内容

個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持に関する業務に従事します。

3　給与

この試験に合格し、採用された場合には、職員の給与に関する条例（昭和 29 年三重県条例第 67 号）等の規定に基づく給料及び諸手当が支給されます。

4　受験資格

(1)　平成 2 年 4 月 2 日以降に生まれた人（「男性」「武道（柔道）男性」及び「武道（剣道）男性」にあっては男性、「女性」「武道（柔道）女性」及び「武道（剣道）女性」にあっては女性とします。）で、次に掲げるもの

ア　学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）による大学（短期大学を除きます。）を卒業した人又は令和 8 年 3 月 31 日までに卒業する見込みの人

イ　三重県人事委員会がアに掲げる人と同等の資格があると認める人

(2)　次のいずれかに該当する人は受験できません。

ア　日本の国籍を有しない人

イ　地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 16 条に規定する欠格条項に該当する人

5　第 1 次試験

(1)　試験種目

警察官Ａ（男性・女性）　教養試験及び体力試験
警察官Ａ（語学・サイバー捜査）　教養試験及び専門試験Ⅰ
警察官Ａ（武道）　教養試験、実技試験及び体力試験
なお、特定の資格を有する人に資格加点があります。

(2)　試験日
令和７年５月11日（日）

(3)　試験会場
三重県警察学校（津市高茶屋4-36-9）

6　第２次試験
第１次試験合格者について次により行います。

(1)　試験種目
警察官Ａ（男性・女性・武道・サイバー捜査）　論文試験、人物試験、適性検査及び身体検査
警察官Ａ（語学）　専門試験Ⅱ、論文試験、人物試験、適性検査及び身体検査

(2)　試験日及び試験会場
令和７年６月上旬から同年７月上旬までのうちいずれか指定する日
三重県人事委員会が指定する場所

7　受験申込の方法
申込は原則としてインターネットに限り、三重県職員採用案内ホームページ（URL：https://www.pref.mie.lg.jp/saiyo/）から申し込んでください。

8　受験申込の受付期間
令和７年３月14日（金）から同年４月16日（水）正午までとします。
なお、令和７年４月16日正午までに県サーバーへ記録がされたものまでを有効とします。

9　採用
この試験の合格者は、三重県警察官採用候補者名簿に登載され、その中から採用者が決定されます。
採用の時期は、原則として令和８年４月１日の予定です。

10　その他
(1)　警察官Ａ（男性）については、この試験と同時に、大阪府の警察官（巡査）の採用候補者試験を共同で行います。
なお、大阪府の採用予定数は、約５名です。

(2)　この試験の受験資格、受験手続、試験方法等の詳細については、三重県職員採用案内ホームページに掲載の受験案内を参照してください。なお、受験案内は、三重県人事委員会事務局、三重県庁総合案内、各地域防災総合事務所、各地域活性化局、三重県志摩建設事務所、三重県東京事務所、三重県関西事務所、三重県警察本部警務部警務課及び三重県内の各警察署でも配布します。

(3)　この試験についての問い合わせは、三重県人事委員会事務局（〒514-0004　津市栄町１丁目891　三重県勤労者福祉会館内　電話059-224-2932）へしてください。

発行　三　重　県
三重県津市栄町１丁目891
三重県総務部法務・文書課
電話　059-224-2163
三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。　https://www.pref.mie.lg.jp/